

第26回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成28年8月10日

上富良野町農業委員会

第26回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成28年8月10日(水) 午後1時30分から午後3時00分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
4	杉本 隆一	5	石橋 信次	6	佐藤 良二
7	井村 昭次	8	島田 政志	9	舘尾 雄治
10	長谷川裕見	11	井村 悦丈	12	青地 修

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第5条の規定に基づく意見の回答について
- 日程第3 報告第2号 農業委員会事務監査結果の報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第26回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
7番 井村昭次 委員に合わせ、ご唱和ください。

石橋委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、 名であります。
定数に達しておりますので、これより第26回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
6番 佐藤良二 君、7番 井村昭次 君、を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第5条の規定に基づく意見の回答について」の件を議題
といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 報告第1号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定に基づく意見の回答について、北海道農業会議より回答がありました
ので報告をいたします。報告第1号朗読。

1番、申請地は日新地区、0000番00の内、地目は田、面積17,000㎡、目的は客土で
土量は24,000㎡です。
土地所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用申請者は〇町〇丁目の〇〇会社〇〇〇
〇さんです。
場所は〇〇〇〇へ向かう途中の右側の田んぼです。上富良野町が発注する工事残土を搬
入する予定です。7月27日付けで許可をしたところです。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農業委員会事務監査結果の報告について」の件を議題といたします。
報告第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。報告第2号朗読

平成27年10月から平成28年3月の期間における農業委員会に関する法律に基づく事務、町の委任に基づく事務並びに会計処理について、関係書類の資料を提出して監査を受けました。監査の結果については、適切に処理されていると認められました。

議 長 報告第2号について、井村昭次事務監査委員長から補足説明をお願いします。

井村委員 事務監査委員の井村です。

平成27年度、10月～3月分の事務監査を7月11日に監査委員3名（井村、石橋、杉本）にて、農業委員会事務室で実施しました。

農業委員会に関する法律に基づく事務及び町の委任に基づく事務並びに関係会計処理について、伝票、決議書、復命書など関係書類の資料の提出を求め、その中から抽出して点検、照合を行うと共ともに、事務職員から事務の執行状況及び内容の聴取を行なったところです。

その結果、事務は適正に処理されていると認められましたので、報告いたします。

(※監査結果…資料1)

議 長 報告第2号「農業委員会事務監査結果の報告について」説明していただきましたが、発言はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 日程第4 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。

平成28年8月10日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議案第1号1番について

申請場所は〇〇地区です、出し手は河西郡芽室町の〇〇〇〇会社さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑3筆、面積100,472㎡。議案第1号2番と併せて説明させていただきます。

議案第1号2番について

申請場所は〇〇地区です、出し手は河西郡芽室町の〇〇〇〇会社さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑10筆、田7筆、面積43,738㎡。

1番の方が賃貸借1年、2番の方が賃貸借3年です。両方ともワイン用ぶどうの作付けをする予定です。1番は〇〇地区で栽培育成しているぶどうの苗を移植する予定なので1年間の賃貸借です。2番は同じ〇〇地区で栽培育成しているぶどうの苗を剪定し育苗してから移植するので3年間の賃貸借です。

議案第1号3番について

申請場所は〇〇地区です、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。田2筆、面積10,730㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。

議案第1号4番について

申請場所は〇〇地区です、出し手は富良野市〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。田3筆、面積158.45㎡、贈与です。昨年、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ土地売買の手続きがありました。その際にこの3筆は手続きから漏れた土地です。

議案第1号5番について

申請場所は〇〇地区です、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線北〇〇号の〇〇〇〇さん。田3筆、畑1筆、面積43,993㎡、贈与です。〇〇〇〇さん所有の農地や宅地などを贈与するとのことです。

議案第1号6番について

申請場所は〇〇地区です、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑4筆、面積90,323㎡、賃貸借です。〇〇〇〇さんの再処分です。

議 長 議案第1号1番と2番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 井村悦丈 委員」

井村委員 11番 井村です。議案第1号1番と2番について、補足説明いたします。

出し手 河西郡更別村の〇〇〇〇会社
受け手 〇〇線〇〇号 〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区〇〇〇〇の北側周辺になります。

ワイン用ぶどうの苗を移植するまでの期間、賃貸借をするものです。
慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号1番2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号3番4番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 石橋信次委員」

石橋委員 5番 石橋です。 議案第1号3番4番について、補足説明いたします。

4番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん

受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○さん

所在地は○○線○○号となります。

○○○○さんの再処分により、売買となりました。

5番

出し手 富良野市○○○○ ○○○○さん

受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○さん

所在地は○○線○○号となります。

昨年、○○○○さんの農地について、売買となりました。内容については事務局長から説明のあったとおりです。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号3番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて 議案第1号4番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号5番6番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 谷 忠 委員」

谷委員 3番 谷です。 議案第1号5番6番について、補足説明いたします。

5番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん

受け手 ○○線○○号の○○○○さん

所在地は、○○線○○号○○○○さんの住宅周辺となります。

父親の○○○○さんから息子さんの○○○○さんへの贈与となります。

6番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん

受け手 ○○線○○号の○○○○さん

所在地は○○線○○号の○○○○さんの住宅の南側周辺となります。

○○○○さんの再処分により、賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

石橋委員 議案第1号5番についてです。
議案では4筆となっておりますが、図面をみると3筆の表示です。1筆はどこでしょうか。

事務局長 図面が古いのですが、924番3と書かれた場所が5町区画になっておりますので、924番3と924番24が合わさって表示されております。場所的にはここにありますのでご理解ください。

議 長 間違いはないですか。後で確認をお願いします。

他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号5番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号6番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、審議を求める。
平成28年8月10日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

許可申請は、農業振興地域内の農用地区域内農地の農業用施設への転用、用途変更の手続きを進めています。

審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

1番、申請地は〇〇地区、0000番00、地目は畑、面積9,800㎡、目的は牛舎と堆肥舎の建設、通路と作業スペースの設置と法面です。

計画の内容は、牛舎の面積2,700㎡、堆肥舎の面積900㎡、通路の面積1,643㎡、作業スペース3,458㎡、法面の面積1,099㎡です。

土地所有者と転用申請者は同じ〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さんです。

工期の予定日は、許可日から平成28年12月20日までの予定です。

経過等がありますので説明します。

前所有者から平成18年に〇〇〇〇さんが斡旋により取得された。この場所に牛舎と堆肥舎を建設する計画です。この場所の南側に一般の方がお住まいになられており、この方から町の町民ポストへ「大規模な工事が行われている。どんな工事をしているのか情報がないので教えて欲しい。町の許可権限等に基づいて行われているなら、町が住民説明会を行うべきではないか。」と寄せられた。現地は林地開発がされており、その許可手続きがされないまま工事が進んでおまして、今現在、林地開発の許可手続きを後追いになりますが進めている最中です。町の許可権限の及ばないところで工事が進んでいた。

町のいろいろな工事関係で住民説明をしなければならないケースもありますが、今回は住民説明をするケースではないので行ってはいない。住民会を中心に地域から工事の説明会を求められている。農地法的には農業委員会が許可の可否を判断する。農地法では立地基準と一般基準があります。立地基準は農地区分です、農用地区域、一種農地区域、二種農地区域、三種農地区域の関係では、農用地区域なので用途の変更をします。立地基準的には問題がありません。一般基準は、資金力があるのか、計画どおりに転用がされるのかなどです。農地転用の許可については許可書を出しても差し支えない。地域からの要望がありまして、住民会さんと〇〇〇〇さんで協議が進められている段階です。農業委員会の許可をする立場として考えております。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

農地法に基づく許可権限は農業委員会にあり、許可を出すのは農地法に抵触はしないのですが、地元住民からの意向では説明会を開催して欲しい。〇〇〇〇さんの方には説明会を開催する義務も無いし、住民から承諾を得なければならないという条件もありません。

そのような中で皆さんへお話ししたいのは、住民会と折り合いをつけていただくために議決を先延ばしするのがいいと判断するのか、許可権限に対しては何も縛るものが無いので許可を出すべきか。悩むところです。

谷本委員 地元の農業委員は、地元の住民会とどこまで調整できているのか教えていただきたい。

館尾委員 私の方へ情報が入って来たのは許可申請書が提出された段階で、事務局長の方からお話しがありました。個人的な発言として聞いていただきたいのですが、昨年から先に林地開発をやっている。これが申請されて許可が出れば何もなかったように牛舎は建っています。林地開発の許可申請が遅れたので、今回、慌てて農地に代替えとして牛舎を建てたいとなった。林地開発を始めた頃に地元へ説明があってもよかったかと。先日の〇〇、〇〇、〇〇地区の大雨で時に町道や道々へ水と土砂が流出した。住民側としてはかなり怒っているのが現状です。住民説明ですが7月末までに実施する取決めをしていたようですが、その予定は進展なく、昨日、〇〇の〇〇〇〇という林地開発の関連会社の社長が地元住民の家に来た。その内容は、林地開発地の半径300m以内の土地の所有者に合意をもらうことで、門前払いで帰されたようです。その後、〇〇地区の役員会が開催され私も招集されました。今後の対応について話し合いをしました。もう一度住民説明会を開催して欲しい旨を役場と〇〇〇〇さんへ申し入れをしました。今月13日土曜日に役場と〇〇〇〇さんを交えた住民説明会が行われる運びとなりました。〇〇〇〇さんは16年程前に〇〇〇〇から移住してきた方で、天文台を建てたいと富良野市へ移住を希望したそうですが、当時の〇〇〇〇の強い要望で上富良野町の〇〇地区に移住された。この天文台が日本の協会に登録されているようで扱いは博物館と同等だとのこと。牛舎が近くに建つと光が出るので困る。移住当時は、この景色は100年経っても変わらないと言われた。天文台としての価値が無くなってしまうので死活問題。他の住民からも臭いとか土砂の流失など色々な面で説明を受けたい。工事自体を取り止めさせることは不可能だと思いますが、住民会側からの要望を出して取り組んで欲しい。

反対意見の情報がある中で、農業委員会として許可を簡単に出すのはいかがなものかと個人的に思います。

谷本委員 〇〇〇〇さんの家は林の中にあるのですか。

館尾委員 そうです。

議 長 どのように判断していいのか困るところなので、皆様のご意見をお伺いしたい。

谷本委員 許可申請書が提出されたということは、〇〇〇〇さんは工期を決めて工事を進める計画ですよね。

館尾委員 事前着工しています。

長谷川委員 それは許可を出せないですよ。

館尾委員 表土を動かしています。

事務局長 北海道農業会議へ今日の午前中に問合せの電話をしてみました。畜産関係の建物ではいろんな意見があるところで、転用の許可にあたって地域からの苦情が有るので対応しなさいなどの通知や決まりは無いそうです。農地法では周辺の農地に与える影響がどうなのかという観点です。一般的に牛舎は問題ない。条件付きの許可は出せるようです。地域との関係を構築してくださいとか、住民会説明会で合意を得ることとか条件を付して手続きをすることは可能かと。被害の防止対策として、周辺の営農活動に支障があるのかないのかとの観点からは考えられない。ここは農用地域なので農業に使っていく地域なので用途の変更はありますが、農地法では許可を出せることになります。許可を出した後に農家さんや地域から苦情があった際の対応は考えなければならない。畜産なので畜産排せつ物関係の法律手続きはされるでしょうね。方法としては、今回は保留として地域等の推移を見守って再度来月の総会でもう一度審議するか。農地法では許可の基準はクリアしている。地域との関係を踏まえて保留と判断するのか。または条件付きで許可を出すのか。手続きは北海道農業会議の意見を聞いて

- 事務局長 　　て回答をもらってから許可書を出すことになる。今月の締切りが15日で、25日に回答がきますので、それ以降に許可を出すことになります。1ヶ月遅らせた場合の締切りが9月13日で、北海道農業会議の会議が9月23日となりますので、日数的には1ヶ月遅くなります。
北海道農業会議としても保留にしないで条件を付さないとの意見は出来ないとのこと。
- 谷本委員 　　〇〇〇〇さんは農業委員会へ出向いては来ているのですか。
- 事務局長 　　来てはおりません。
- 谷本委員 　　役場から説明会へ行くのは、産業振興課と農業委員会ですか。
- 事務局長 　　8月13日開催予定の説明会は私が出席します。
- 谷本委員 　　前回の説明会には農業委員会は出席していないのですね。
- 事務局長 　　前回というか、説明会は未だ開催されておられません。
- 館尾委員 　　〇〇住民会としては、包み隠さず説明して欲しいと要望している。
- 議 長 　　7月に開催される予定だった説明会が未だに開催されないのは何が原因ですか。
- 事務局長 　　緊急性の問題かと。申請書が提出されたのが7月26日です。
- 谷本委員 　　今迄の話を聞いて解釈すると、違反でなければ〇〇〇〇さんと〇〇住民会が丸く収まって建てるのが一番いいのでは。ガタガタしていたら〇〇〇〇さんが法律に基づいているのでトラブルになるのでは。農地法では違反はない。
- 谷委員 　　感情的になっている。100年景色が変わらないと言われて移住したようですが、そんな事は有りえないこと。建物が建ち、臭いが出るものが来ることに感情的になっているかと。このまま進めても農業委員会に何ら手落ちはありません。法的には何も出来ないし、問題もない。〇〇〇〇さんは調べて申請している。問題は、これをやる時に近隣の人に説明をしなかったこと。
- 館尾委員 　　牛舎建設を止めることは出来ない、要望として聞き入れて欲しい事を説明会の中で出して、ある程度妥協して進めてもらうのがいいかと。個人の意見としては先送りしていただきたい。法的には問題はないのですが、住民感情があるのを知っているながら許可をするのは避けていただきたい。保留していただければと思います。
- 議 長 　　どちらかといえば、条件付き許可で、住民との折り合いつけてくださいとした方がいいかと。ここで1ヶ月工期を遅らせると〇〇〇〇さんにも感情的になられては困る。
- 谷本委員 　　条件付きの方がいいかと。
- 長谷川委員 　　条件付きといえども、許可が出たのだから工事は進めますになりますよね。
- 議 長 　　説明会は13日に開催されるの。北海道農業会議の諮問が終わってもしばらく許可を出さないことも出来る。地元との話合いが進んでない、または話合いですら開催していないなどの場合は許可を出さないで止めておくことが出来ます。
- 長谷川委員 　　いつまでもストップをかけておくことは出来ませんよね。
- 議 長 　　条件をクリアする努力をしない限りストップをかける条件に該当してしまう。

- 長谷川委員 条件をクリアするかクリアしないかは個人の判断だから、周りの誰がみてもクリアしていないと判断しても施工主がクリアしたと判断したら済むのではないか。
- 石橋委員 具体的に条件の文言をどのように付するかで内容が違うと思うのですが、説明会を開催すればいいですよと条件を付したら、〇〇〇〇さんは説明会を開催したからいいですよねとなる。具体的に出来るのか難しいところ。
- 長谷川委員 条件を明確なものに出来るのか。
- 谷本委員 〇〇〇〇さんは〇〇地区ですよ。〇〇地区の農業委員さんへは何か話がありましたか。
- 井村代理 何も聞いておりません。
文言によって止めることは可能なのか。
- 谷本委員 止めることは出来ないと思う。
- 井村代理 事業計画を立てて、融資を受けて進んできたことだから。話が戻るけど、林地開発を無断でしたものだから工事が中断した、でも計画を進めなければならないので農地の転用を申請してきたかと。
- 事務局長 林地開発をした所に牛舎を建設したかったようです。農地法では自分専用の農道であれば転用の必要はない。
条件を付する話をしましたが、条件については法的な根拠はありません。地元関係者と協調を図るとかのような表現になる。
- 議 長 農業委員会としては、地元との協調をうたわないと駄目だと思う。
- 事務局長 1番いいのは地元の合意を得ることかと。しかし、中には合意してくれない方がいる可能性がある。
- 議 長 どこまで農業委員会が踏み込んでいいのか。
- 井村代理 条件も文言一つで大きく変わる、それを付けて1人でも反対したらダメになるでは不味かと。
- 議 長 説明会とて町や農業委員会が〇〇〇〇へ開催しなさいとは言えない。強制力はない。
- 館尾委員 町としては、住民会から説明会の要望が有るので開催してくださいと伝えているようです。
- 議 長 条件を付けた中で進めるのがいいかと思う。1ヶ月保留したところでも結局は許可を出さなければならない。住民との軋轢が逆に〇〇〇〇さんの方が意固地になって更に軋轢が生じて関係が悪くなったら解決しようがない。〇〇〇〇さんは年度内に終わらせたくて進めている中で1ヶ月も工期を延ばされたら困るでしょう。やはり早く許可が欲しいというのが本音でしょう。
- 島田委員 条件付きで許可をだすことは、条件をクリアしたのかを確認しなければなりませんよね。それはどのセクションがどのように実施するのですか。
- 井村代理 住民会へ十分説明をすることの条件がいいのでは。強制力はありませんから。
- 谷本委員 説明会を実施して納得してくれそうですか。

- 館尾委員 全員が反対している訳ではない。反対者は何名かいます。
- 石橋委員 建物を建てること自体に反対しているでは。
- 館尾委員 建物を建てること自体に反対している方もいます。問題は臭いと光です。
- 事務局長 臭いの関係については、この町の畜産振興のことを考えると仕方がない。
- 館尾委員 ○○地区は、豚舎も牛舎もあります。今まで臭いは我慢してきております。○○○○が建った時にはどうだったのか。何の説明もなかった。ただ、事前に建ちますよという話がありました。あの場所は山奥なので風向き次第では何も感じない。近くに民家もないので影響が無い。今回は近くに何軒もあります。
- 事務局長 畜産の関係での問題点です。畜産の新規事業を立ち上げる際には地元の反対意見がついてくる。地元の協力を取り付けることは補助事業を活用したり、その他の許認可を得るためにも必要とされるため、どの程度の合意を得たらいいのか行政サイドに問合せをすると、法的な根拠はないが地元関係者との協調を図って欲しいとの回答しか得られない。地元関係者に理解してもらえるよう努力することは事業を実施する企業の当然の義務と認識しているが心配を完全に取り除くことは不可能である。極少数の反対意見があることを理由に事業実施が保留されたり、あるいは中止に追い込まれることがある。畜産振興の観点からはどこまで協力を取り付けることが必要なのか明確な基準が求められている。現在は明確な基準が無い。農地法とは別ですけど。地元関係者と協調を図って欲しいという表現ぐらいです。
- 井村代理 反対は出来ない。
- 谷本委員 反対は出来ない。
13日の説明会で円満に進むように。
- 長谷川委員 農業委員会は説明会に出なくてもいいのでは。許認可を出す組織が参加して意見を求められてもめたら困ることになる。
- 谷本委員 農業委員会として反対するものではない。13日の説明会で解決するように。
- 議 長 条件付きで許可を出すしかないか。その条件がどのぐらいの実効性があるか疑問ではあるが。何もしないで許可を出しましたという事にはならないかと。許可書を1ヶ月遅らせたからと言って何か意味があると思えない。地元の農業委員さんから○○○○さんへ事前着工とかしないでください。問題になっております。事前着工が判ったら現況復元の指導が入ります。工事が出来なくなります。話をしていただきましょう。
- 館尾委員 いろいろな課題がクリアされていないのに許可を出すのはいかがかと。たかが1ヶ月だけストップをかけるべきかと。
- 議 長 ストップをかける根拠が欲しい。
- 館尾委員 13日の住民説明会の後に再度臨時総会をお願いしたい。
- 井村代理 北海道農業会議への諮問が間に合わないかと。
- 事務局長 諮問の締切りは15日です。
- 長谷川委員 臨時総会が無理なら9月の総会かと。

石橋委員 13日にある程度結論ができるなら臨時総会も可能かと。でも簡単に結論は出ないかと。直ぐに結論が出るなら臨時総会を開かなくてもいいですよ。

石橋委員 農業委員会として感情論の話をしては仕方がない、農業委員会は法の番人なので。法に抵触していない案件は許可を出すべきかと。ただ、今現在違法的な案件は停めなければならない。農業委員会は町の組織なので。

谷本委員 13日の住民会への説明会が終わるまで静観して、許可は出せるようにしておくべきかと。違反している訳ではないので。ただ、いつまでも黙って置いておくと工事が進んでしまう可能性がある。

長谷川委員 館尾委員と井村代理が事前着工はダメですよ。と、農業委員会としての態度を一度示しておかないと。今日、許可を出すべきではない。

事務局長 工事が出来るのは許可書を受取ってからです。

井村代理 今なら許可が出るのは1ヶ月後、1ヶ月遅らすと許可が出るのは2ヶ月後となる。

事務局長 農地法の許可要件、審査基準に従って審議をした結果についてはクリアしている。手続き的は北海道農業会議へ意見の照会を進める方がいいかなと。北海道農業会議からの回答が今月末にきますので、そこで許可書を出すか出さないかの判断をすることができ

議 長 今は夏真っ盛りですが、これで2ヶ月先になると雪が迫ってくる。

井村代理 建物を建てる時に原野を切り開いていたから誰も何も言えない。林地開発で法に抵触したので変更したかと。

長谷川委員 許可書が出るまで2ヶ月かかっても農業委員会としては何もできない。

議 長 農業委員会としては、住民と和解が出来ていないから農地法にも抵触していないのに許可を出さないことにはならない。

事務局長 北海道農業会議から回答があったので報告しますとなります、通常の案件であれば回答がきたら許可書を出しております。この事案は許可書を保留にして来月の総会で報告案件として報告し、状況を見て許可書を発行するかしないかを判断するのはいかがでしょうか。

谷本委員 それがいいかと。

事務局長 まだ農業委員会が許可した事にはなりません。保留していることとなります。

議 長 来月の総会で判断します。

議 長 改めて、議案第2号 について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番 館尾です。議案第2号について、補足説明いたします。

土地所有者と転用者は ○○線○○号 ○○会社○○○○さん
所在地は○○地区○○○○道路沿いの東側です。

経営規模拡大のため、牛舎を増設するのに伴い、堆肥舎、作業スペースの拡充となります。
経過、詳細等事務局説明のとおりですが、〇〇地区内で13日に説明会を開催する予定です。
慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

これをもって質疑を終了いたします。
先程の条件で進めることでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第26回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告2件、議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後3時00分

上記第26回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成28年8月12日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____